

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

刑 企 第 1 9 号  
(広報、生企、交企、備一)  
令 和 6 年 5 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

迅速・確実な被害の届出の受理等について

被害の届出の受理については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定されている。

迅速・確実な被害の届出の受理等については、「迅速・確実な被害届の受理について」（令和4年12月13日付け刑企第45号）、「届出人に対する書面交付の適正な実施について」（平成27年12月10日付け青警本刑企第375号ほか）（以下「旧通達等」という。）等に基づき行っているところ、引き続き、被害者の要望に応える迅速・確実な被害の届出の受理がなされるよう、下記の事項について徹底を図られたい。

なお、旧通達等は廃止する。

記

## 1 被害の届出の迅速・確実な受理

### (1) 即時受理の原則

被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

また、被害付けが不十分で事実の特定に至らない場合であっても、被害の届出の受理を先延ばしにしないこと。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。

こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、届出の内容や対応状況を「警察安全相談受理表」に詳細に記録し、所属長に報告後、事件主管課を経て刑事企画課へ報告して、その適否を組織的に検討すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点に留意すること。

#### (2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番や駐在所（以下「交番等」という。）に届出があった場合には、交番等の勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなど直ちに届出を受理できないときは、捜査主任官が他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

#### (3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出人の負担や心情に配慮し、届出人に対し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し、届け先に係る意向を確認すること。

届出人が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うとともに、届出の内容や対応状況を「警察安全相談受理表」により所属長に報告の上、事件主管課に報告すること。

#### (4) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、事件主管課を通じて、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

#### (5) 被害届の様式による受理

犯罪捜査規範第61条において、参考人供述調書を作成したときは、被害届の作成を省略することができる」と規定されているところ、届出の受理に当たっては、原則、被害者にとって届出したことがより分かりやすい被害

届の様式により受理することとし、必要に応じて参考人供述調書を作成すること。

## 2 届出人に対する書面交付の実施

### (1) 実施方法

#### ア 書面交付に関する説明及び書面交付希望の聴取

被害の届出を受理した際は、届出人に対し、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るため、連絡先等を記載した書面を交付することができることを説明し、書面交付の希望の有無を聴取すること。

#### イ 事件受理番号の取得

届出人が書面交付を希望した場合は、警察署事件担当課等にその旨を連絡し、受理番号を取得すること。

また、警察署事件担当課等にあつては、犯罪事件受理簿の備考欄に書面交付の有無を朱書きで記載すること。

#### ウ 書面の作成・交付

届出人が書面交付を希望した場合は、別添の様式に届出年月日、受理番号、届出受理警察官の氏名等の必要事項を記載し、届出人に交付すること。

なお、交付書面に記載する問合せ先については、原則として事件担当係を記載するものとするが、事案の概要により交番等名を記載することを妨げるものではない。

### (2) 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領の制定について」（令和5年10月19日付け警務第241号）に定める対象事件を除いたものを対象とする。

なお、連絡対象事件については、「被害者連絡実施要領」に基づき、事件担当課員が被害者に対して課係及び氏名を教示した上、刑事手続及び犯罪被害者のための制度等の必要事項の連絡を行うこととするが、書面を交付することを妨げない。

担当：刑事企画課刑事部企画係